

徳島市上下水道局建設工事等電子入札要領

第1条 徳島市上下水道局において行う電子入札について必要な事項は、徳島市上下水道局契約規程（昭和42年12月4日水管規程第21号）及びその他別に定めがあるもののほか、徳島市建設工事等電子入札要領の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に一般競争入札による公告をした電子入札案件又は、指名競争入札による指名通知を行った電子入札案件から適用し、施行日前に一般競争入札による公告をした郵便入札案件又は、指名競争入札による指名通知を行った紙入札案件については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。